

check 確認しておこう！
申し込み手続き

利用する施設によって手続きが異なります

入園後に「送迎が困難だった」「保育内容が合わない」などといったことがないよう、お子さんを連れての事前見学をおすすめします。見学を希望する際は、各施設へ直接連絡してください。
なお、年度途中での転園はできません。

幼稚園、認定こども園 (1号認定)		保育園、認定こども園、地域型保育施設 (2号・3号認定)
申し込み受け付け中 ※事前見学や説明会については、 各園に直接問い合わせてください。	申込期間	・1次 10月1日(水)～10月31日(金) ・2次 11月4日(火)～来年1月7日(水)
・入園申込書 ・申請する保護者の個人番号が確認できる書類 ・身分証明書	必要書類	・入園申込書 ・重要事項チェックシート ・保育の必要性を証明する書類* ・申請する保護者の個人番号が確認できる書類 ・身分証明書 ※事由によって必要書類が異なります。
各幼稚園、各認定こども園	配布場所 申込場所	☎保育課、☎子育て支援課給付係本庁舎担当 ☎市民課塩原庁舎担当、篠根出張所 ※申し込みに必要な書類は市ホームページからもダウンロードできます。
①幼稚園などに直接利用申し込み ②幼稚園などから入園の内定を受ける ③幼稚園などを通じて市に認定の申請 ④幼稚園などを通じて市から認定証を交付 ⑤幼稚園などに入園の手続き	申し込み 手続き	①市に「保育の必要性」の認定と保育園などの利用希望を申し込み ②市から認定証を交付 ③希望や施設の空き状況により市が利用調整 ④利用先決定後、入園の手続き
手続き完了		

check 必要です！
保育が必要な理由

いずれかに該当する場合、2号または3号認定が受けられます

- ①月48時間以上の就労 ②産前産後 ③保護者の疾病・負傷・障害
④同居親族の介護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動中 ⑦就学・職業訓練

check 確認しておこう！
次の場合には・・・

該当する人は次の点に注意してください



来年度途中の
入園を希望する人

来年度の途中で保護者の産休・育休期間が終わり、
その時点からの入園を希望する場合も、期間内に申し込みが可能です。



出産予定がある人

申し込み時点で妊娠中の人は、申し込みが可能です。

2号・3号
認定

10月1日
受付開始

保育園
認定こども園
地域型保育施設

令和8年度園児募集



▶問い合わせ ☎保育課 ☎0287(46)5536



知っておこう！

施設や認定区分

いろいろな施設の種類の認定区分があるけど、どう違うの？

	保育園	幼稚園	認定こども園	地域型保育施設
★ 特徴	就労などのため、家庭で 保育のできない保護者に 代わって保育する施設	小学校以降の教育の基礎 をつくるための幼児期の 教育を行う施設	幼稚園と保育園の機能や特長を併せ持 ち、地域の子育て支援も行う施設	19人以下の少人 数で子どもを保 育する施設
🎂 年齢	0歳児～小学校就学前 (2、3号認定)	満3歳児～小学校就学前 (1号認定)	0歳児～小学校就学前 (1、2、3号認定)	0歳児～2歳児 (3号認定)
🕒 時間	夕方までの保育のほか、 園により延長保育を実施 している。土曜の利用も 可能。	昼過ぎごろまでの教育時 間に加えて、園により午 後や土曜、夏休みなどの 長期休業中の預かり保育 などを実施している。	(2、3号認定の場合) 夕方までの保育のほか、園により延長保 育を実施している。土曜の利用も可能。 (1号認定の場合) 昼過ぎごろまでの教育時間に加えて、 園により預かり保育を実施している。	夕方までの保育 のほか、施設に より延長保育を 実施。土曜の利 用も可能。

認定区分	対象	1日の教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、 <u>昼間、教育のみ</u> を必要とする子ども	4時間	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で、 <u>朝夕も含めた保育</u> を必要とする子ども	11時間または8時間	保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満で、 <u>朝夕も含めた保育</u> を必要とする子ども		保育園、認定こども園、 地域型保育施設

教えてみるひい

???



各保育園・認定こども園・
地域型保育施設の詳しい
情報は、こちらを確認！

Q.公立と私立の保育園の違いはありますか？

A.保育料は、公立・私立とも同じです。施設ごとに特色がありますので、
申し込みの前に見学をおすすめします。

Q.保育料以外にどのような経費がかかりますか？

A.用品購入費や保護者会費などがかります。施設ごとに異なりますので、
詳細は各施設に確認してください。

Q.保育料が無償になるのはどんな人ですか？

A.3～5歳*の子どもは保育料が無料です。0～2歳までの住民税非課税世帯の
子どもの保育料は原則無料になります。また、おおむね18歳未満の子ども
を2人以上養育している(原則、住民票上も同一世帯で、生計を共にしている)
世帯では、第2子以降の利用者負担額が免除されます。
※18歳を超えていても保護者が扶養している大学生など(転出者含む)につい
ては、22歳までを第1子として算定を行います。保育料は入園決定後に計算し、
保護者へ通知します。
※3～5歳とは、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。